

八潮市学校適正配置指針・計画

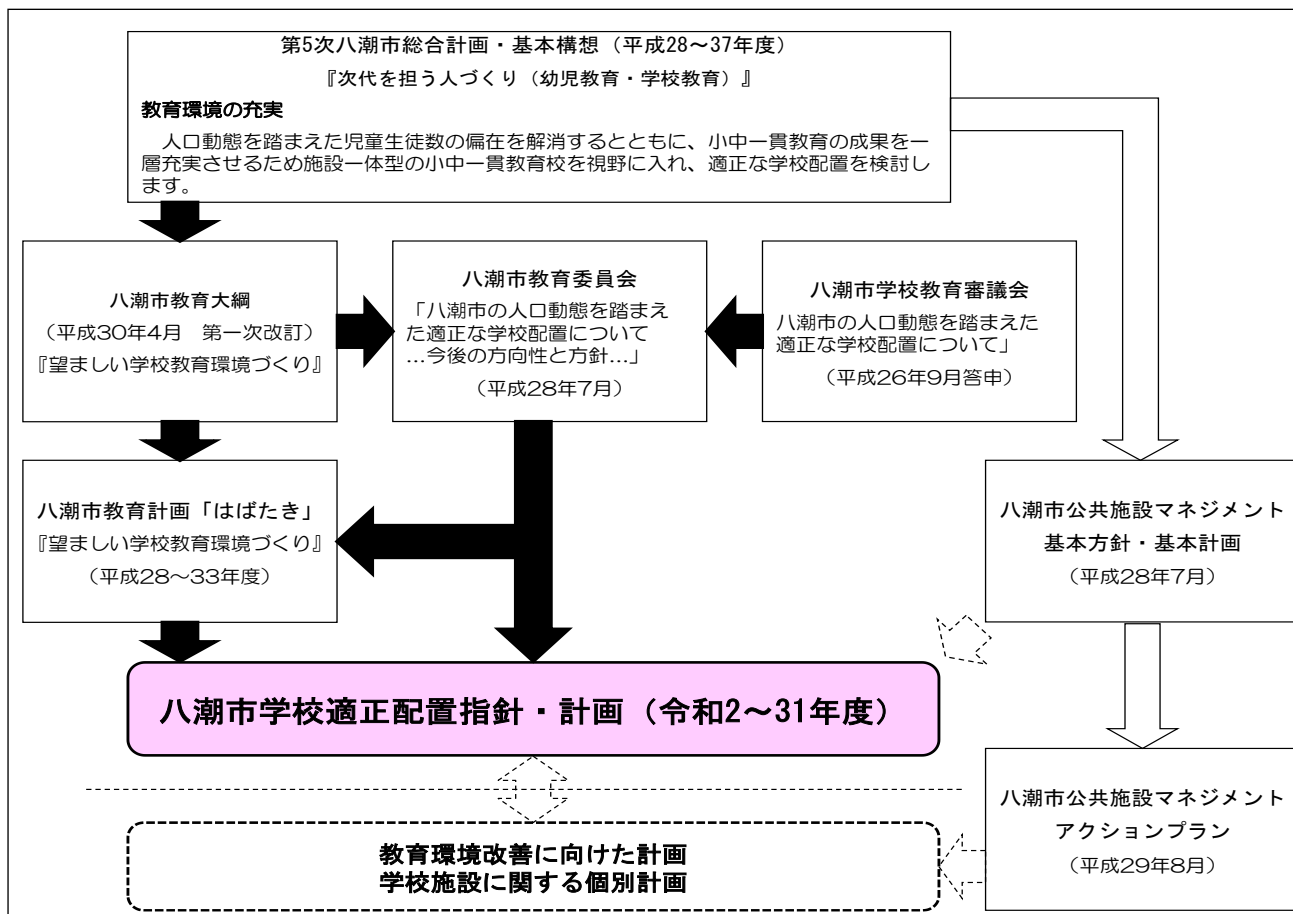
令和2年3月 八潮市教育委員会

第1章 計画の位置付け等

「八潮市学校適正配置指針・計画（以下、「本計画」という。）」は、第5次八潮市総合計画・基本構想、八潮市教育大綱を踏まえた計画として策定します。

本計画は、本市の市立小中学校における児童生徒の教育環境の維持向上を図るため、児童生徒数の急激な変化、開発の動向、通学距離等の課題、学校の耐用年数を踏まえ、小中一貫教育のさらなる推進等に向けた新たな学校づくりに対応し、学校施設の将来に向けた望ましい配置やあり方の方向性を示すことを目的とします。

なお、本計画と連動して、別途、教育環境改善に向けた計画、さらに、長寿命化等の学校施設に関する個別計画等に繋げるよう、本市のアセットマネジメントの取り組みとも整合した、実現性・実効性の高い計画を目指します。



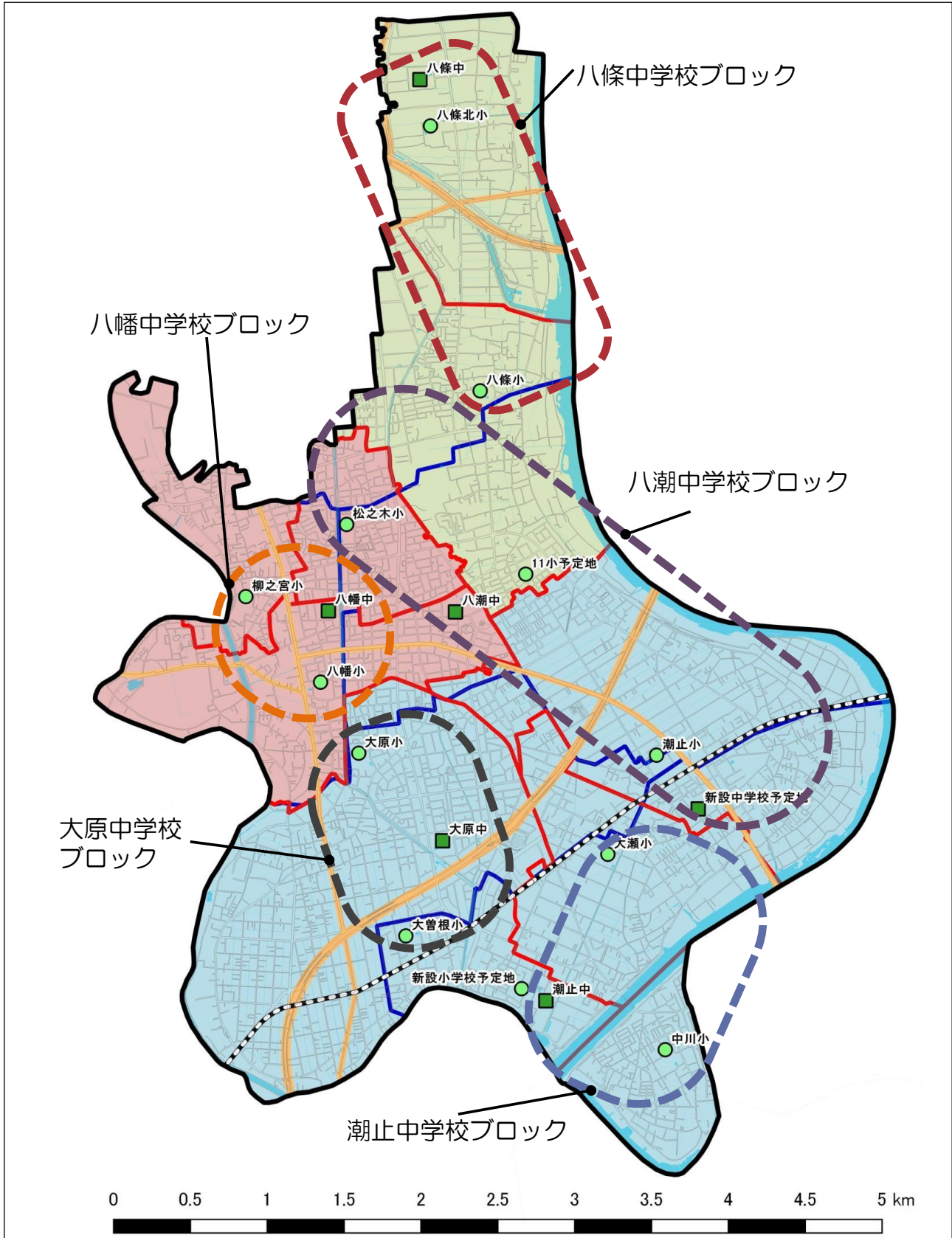
本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和31年度（2049年度）までの30年間とし、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年を第1期、令和12年度（2030年度）から令和21年度（2039年度）までの10年を第2期、令和22年度（2040年度）から令和31年度（2049年度）までの10年を第3期とします。

なお、様々な社会的要因の変化に的確に対応していくため、概ね5年ごとに、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 現状と課題

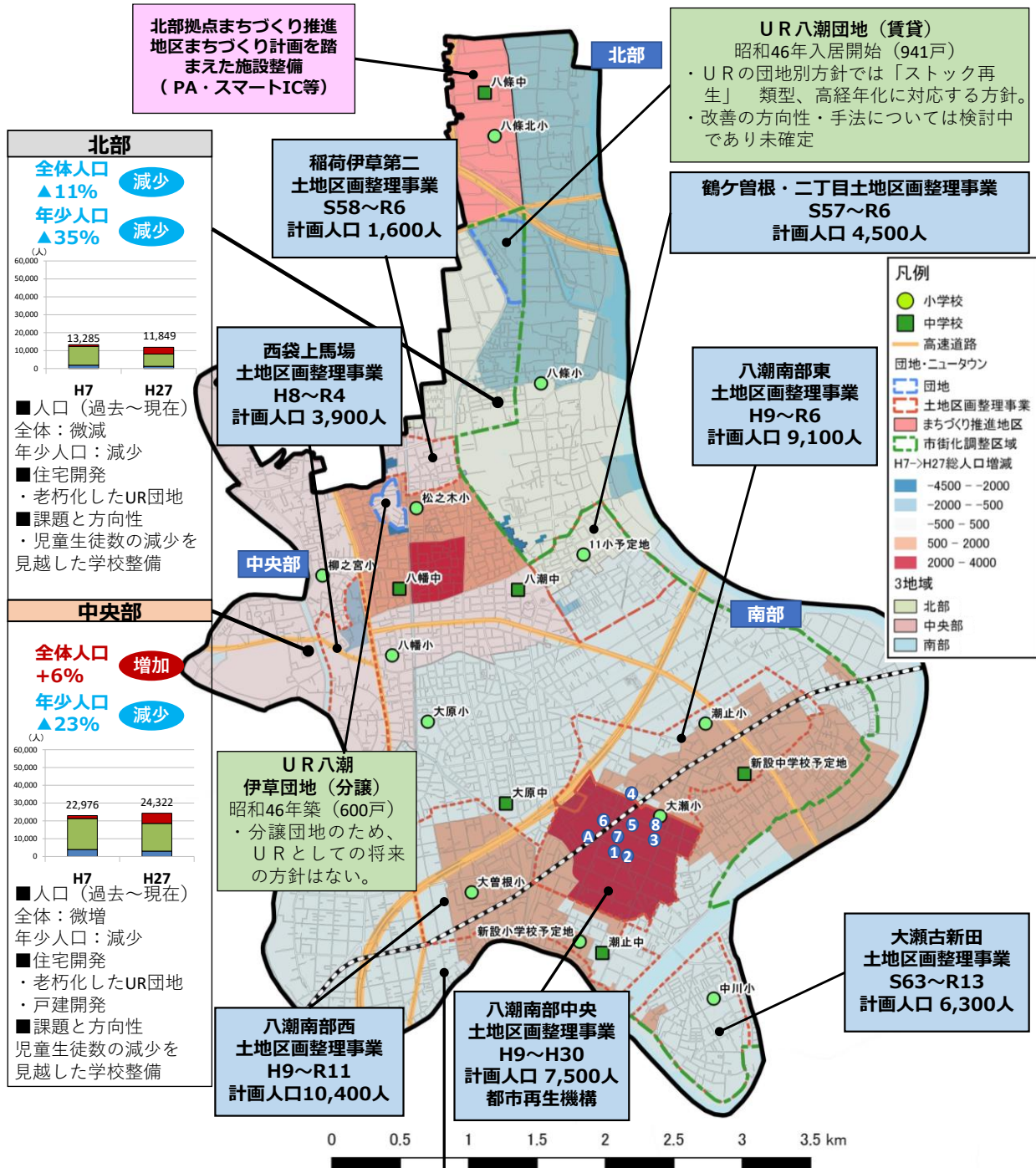
○学校施設の配置と通学区域の状況

市立小中学校施設の配置と通学区域の状況は、以下に示す通りとなっています。
小中一貫教育の推進のため、5つの中学校ブロックが構成されています。



○開発動向

つくばエクスプレス開通以後、八潮駅周辺では土地区画整理事業の進捗等により、市の人口動向に特に大きな影響を与えていることから、今後の開発動向について調査し、整理しました。

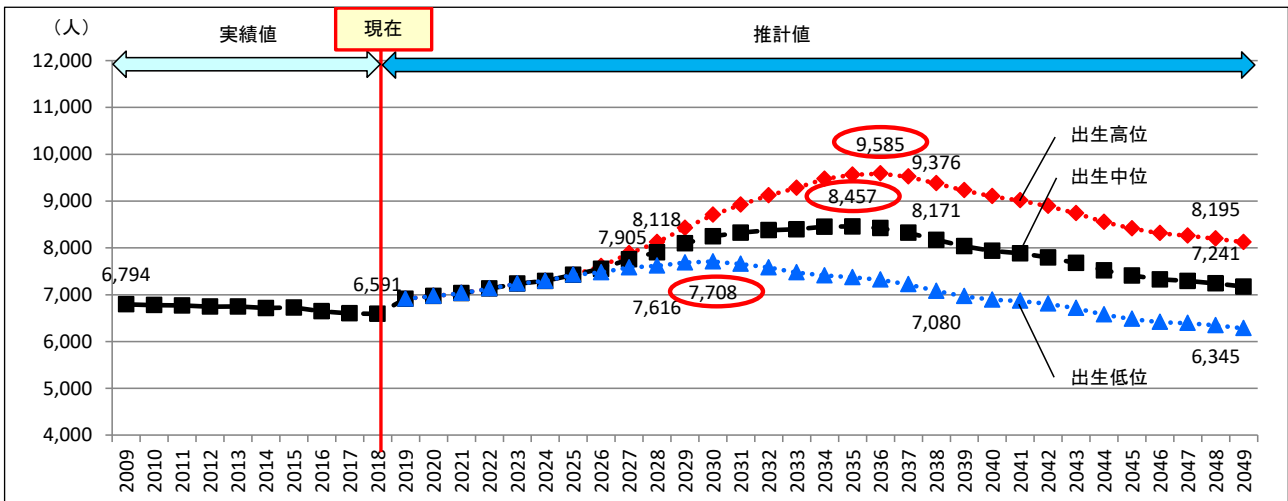


大規模集合住宅の状況

No	戸数/延床面積
1	66戸 5,286㎡
2	23戸 1,129㎡
3	18戸 1,067㎡
4	45戸 2,557㎡
5	72戸 3,700㎡
6	84戸 5,933㎡
7	34戸 1,508㎡
8	493戸 37,811
A	343戸

No.Aは既に児童生徒の増加に影響

○児童生徒数の推移と将来推計



※本推計では、死亡については中位の仮定として、出生について3つの推計（出生中位、高位、低位）を行った。
 なお、本計画では、出生中位仮定による推計値を基に考察している。

児童生徒数は、過去10年間、微減で推移してきたが、今後約10～20年間は増加し、その後減少に転じる見込みです。

今後のピーク時の児童生徒数は、最低で約7,700人、最大で約9,600人の範囲になる見込みです。

○地区別の現状と課題

地区別の現状と課題

○北部（八條小学校・八條北小学校・八條中学校）

- ・ 八條小学校は、最大教室数と学級数の乖離幅が広く、教室数に大きな余裕がある。
- ・ 八條北小学校は、全学年単学級の状態が継続するが、現在のところ、複式学級となる恐れはない。
- ・ 八條中学校は、小規模校の状態が継続する。

○中央部（八幡小学校・松之木小学校・柳之宮小学校・八潮中学校・八幡中学校）

- ・ 八幡小学校は、最大教室数と学級数の乖離幅が広く、教室数に大きな余裕がある。
- ・ 松之木小学校は、教職員一人当たりの職員室面積が狭い。
- ・ 柳之宮小学校は、小規模校の状態が継続し、全学年単学級となる恐れがある。
- ・ 八幡中学校は、教職員一人当たりの職員室面積が狭い。また、体育館が生徒数に比して狭く、入学式・卒業式や全校生徒が参加する行事、部活動等に支障が出ている。

○南部（潮止小学校・大曾根小学校・中川小学校・大瀬小学校・大原小学校・大原中学校・潮止中学校）

- ・ 大曾根小学校は、一時期、教室不足が発生する恐れがある。
- ・ 中川小学校は、小規模校の状態が継続し、約18年後に全学年が単学級となる恐れがある。一方で一時期、教室不足が発生する恐れがある。
- ・ 大原小学校は、教職員一人当たりの職員室面積が狭い。
- ・ 大瀬小学校は、数年で教室不足が発生し、31学級以上の過大規模校となる恐れがあるとともに、1,000人以上の児童数で推移していく見込み。また、教職員一人当たりの職員室面積が狭い。
- ・ 潮止中学校は、数年で教室不足が発生する恐れがある。また、特別教室が不足しており、教育活動に支障をきたしているほか、教職員一人当たりの職員室面積が狭い、図書室の蔵書数が少ない、体育館が生徒数に比して狭く、入学式・卒業式や全校生徒が参加する行事、部活動等に支障が出ている、などの課題がある。

第3章 学校規模・配置についての意向

○学校規模・配置についての意向

アンケート調査結果から

○一学年の適正規模

- ・ 小学校では、全体としては3学級以上が適正と考えられているが、小規模校に子供を通わせている保護者は小規模であることを肯定的に捉えているようである。
- ・ 中学校では、3～5学級が適正と考えられているが、小規模校に子供を通わせている保護者は小規模であることを肯定的に捉えているようである。

○適正な通学時間

- ・ 小学校、中学校ともに、15分以内が適正と考えられているが、30分以内も許容範囲と考えられる。

○小規模校対策の手法

- ・ 未就学児の保護者を除き、「通学区域の弾力化」が最も適当、次いで「小規模特認校制度」が適当と考えられている。未就学児保護者では、この順位が逆転し、「小規模特認校制度」が最も適当となっている。
- ・ 現在、小規模校へ子どもを通わせている保護者では、「小規模特認校制度」が最も適当と考えている割合が高い。

○大規模校対策の手法

- ・ 「通学区域の弾力化」、「学区の変更」、「現在の学校を分離・新設」が最も適当と考えられている。大規模校へ子どもを通わせている保護者も、同様に捉えているが、大瀬小学校の保護者では「現在の学校を分離・新設」が最も適当と考えられている。

○施設一体型・隣接型の小中一貫校整備

- ・ 保護者全体としては、「わからない」「望ましい」「望ましくない」の順で認識されている。
- ・ 未就学児保護者では、八幡小、大瀬小で「望ましい」が多い。
- ・ 教職員、学校運営協議会委員では、「望ましい」「わからない」「望ましくない」の順で認識されている。

○学校教育に望むもの

- ・ 「子どもたちが社会性や協調性を身に付けることができる」ことが最も重視され、次いで「子ども同士が刺激し合い、学力、体力を高め合うことができる」ことが重視されている。

○学区の検討で重視すべき事項

- ・ 「児童生徒が安全に通学できる距離と時間になるように考えること」が最も重視され、次いで「児童生徒が学校生活を送る上で、望ましい学級数や学級人数となるよう考えること」が重視されている。
- ・ 「1つの小学校からは1つの中学校に通えること」は、それほど重視されていない。

○今後地域が担うべき役割

- ・ 「学校の求めに応じ、できる範囲で地域がかかわるべき」とする保護者が多く、次いで「協力を積極的に考えるべき」と捉えられている。

第4章 適正規模・適正配置の基本的な考え方（指針・基準）

○適正規模についての考え方（指針・基準）

①適正規模の基本的な考え方（指針）

I. 児童・生徒の視点から

- ・集団による教育の実施により、児童・生徒間のふれあいや切磋琢磨の機会が多くなる。
- ・集団活動を通して児童・生徒の社会性が高められ、自らの個性や能力を伸長できる。
- ・課題別活動や選択教科、部活動、学校行事等において、多様な選択肢が提供できる。
- ・一人ひとりの児童生徒が、自分らしく、安心して学校生活を営むことができる。

II. 学校運営の視点から

- ・学年や教科担当・部活動の教員が確保され、効果的な指導体制が図れる。
- ・同一学年複数教員による充実した研究、研修活動が可能となる。
- ・校務分掌を複数で分担することができ、学校運営組織の効果的な編成ができる。
- ・児童・生徒の安全確保や不測の事態に適切な対応が図れる。
- ・学校規模が維持されれば、学校運営協議会など、地域の協力が得られ、コミュニティ・スクールが推進される。

②適正な学校規模（基準）

I. 学級数の基準（通常学級）

国が標準としている学校規模は、小学校・中学校とも12学級以上18学級以下ですが、学校規模によるメリット・デメリットや八潮市の実態を踏まえ、八潮市における適正な学校規模を以下の通りの基準とし、対応します。

少子化により児童生徒数の減少が生じることが想定され、小規模校となった場合や、複式学級化が予測される場合においては、その対策のための検討を開始し、対応します。

なお、元々小規模校に近い形で設置された学校もあるため、単学級になったとしても、この場合は学校教育法施行規則第41条に基づく特別の事情にあたるか、地域の実情を踏まえ、総合的に判断します。

また、児童生徒数の増加により、大規模校となった場合や教室数不足が予測される場合においては、その対策のための検討を開始し、対応します。

	小規模		適正規模	大規模	
小学校	複式学級化	11学級以下	12学級以上 24学級以下 (特別の事情がある場合を除く)	25学級以上	教室数不足
中学校	複式学級化	8学級以下	9学級以上 18学級以下 (特別な事情がある場合を除く)	19学級以上	教室数不足
方策	対応	要検討	維持	要検討	対応

○学校適正配置についての考え方（指針・基準）

①通学距離の基本的な考え方（指針）

アンケート調査結果からは、通学時間について「15分以内」あるいは「30分以内」が適正とする回答が多く見られることから、この通学時間をもとに、本市の実情に合わせ、適正な通学距離を設定することが適切と考えられます。

小学校低学年、高学年の歩行速度の違い、中学生では自転車通学時間も考慮して、適切な通学距離を設定することとします。

②適正な通学距離（基準）

現在の通学距離が、小学校においては概ね2 km以内、中学校においては概ね4 km以内である状況を考慮し、適正配置を検討するにあたって、現在の通学実態や交通事情、地形、子どもの通学時間等を踏まえ、通学距離は、小学校においては2 km以内を基準とし、特別な事情がある場合には、3 km以内を許容範囲とします。

また、中学校においては、4 km以内を基準とします。

学校の配置にあたっては、可能な限りこれらに配慮するとともに、通学区域の設定においても配慮が必要です。

また、児童生徒の居所によっては、やむを得ずこの基準を超えてしまう場合もあることから、柔軟な対応が必要です。

	通学距離の基準
小学校	2 km以内
中学校	4 km以内

小学校にあつては、特別な事情がある場合、3 km以内。

③小・中学校の適正配置の留意事項

	留意事項
1	八潮市が目指す学校教育に配慮したものであること。
2	適正化にあたっては、児童生徒数の増減率、余裕教室数、特別教室数、建物の経過年数、周辺校との距離、1人当たりの運動場面積等を総合的に考慮すること。
3	適正化にあたっては、分離新設、通学区域の変更、通学区域の弾力化等の対応策を講じることが困難と判断される学校では、教育活動の充実や教育施設の整備・改善を図りながら、可能な限り望ましい教育環境を維持していくよう努めること。
4	大規模集合住宅の開発に伴う急激な人口増加に対して、受け入れが困難な学校においては開発の動向を注視しつつ、隣接する周辺校の状況も勘案しながら早期に対策を検討していくこと。
5	通学区域の変更、通学区域の弾力化を実施するにあたっては、近接する他の学校の標準とする学校規模に著しい影響を及ぼさないように留意すること。
6	「八潮市公共施設等マネジメント基本方針」との整合を図りながら検討すること。

第5章 適正配置の方向性の検討

○11 小の今後の方向性について

①11 小の必要性

昭和54年の計画当時、11小については、将来的な人口の増加見込みを踏まえ、新たな学校建設が不可欠であるとして用地を確保しましたが、市全体の児童数は、2031年まで増加するものの、以後減少に転じることが見込まれています。

今後30年間の児童数・学級数の将来推計では、八條小学校と潮止小学校ともに児童数・学級数は現状の施設規模で充足しています。

また、11小を建設した場合には、八條小学校が全学年1学級となる恐れがあり、適正な学校規模を維持する観点からは望ましくないものと考えられます。

②今後の11小の方向性

以上のことから、鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業地内に建設を予定していた11小については、現状のまま適正規模を維持できることから、建設はしないこととします。

○南部地区内における教室不足への対応について

①大規模校対応の必要性

今後30年間の児童生徒数・学級数の将来推計では、大曾根小学校と大瀬小学校、潮止中学校で数年のうちに教室不足が発生する恐れがあります。

特に、大瀬小学校では、最大で23教室と、小学校一校分の規模にもなる教室不足となり、校舎の増設だけでは対応することが困難な状況が見込まれます。

また、隣接する潮止小学校、大原小学校にも教室数に余裕はなく、通学区域の変更による受け入れは困難な状況にあります。

一方、潮止中学校も最大で15教室の不足が発生する恐れがありますが、隣接する八潮中学校では、教室数に余裕がある見込みです。

②今後の対応の方向性

以上のことから、小学校については、新設小学校の建設を検討する必要があります。

また、中学校については、通学距離の関係から通学区域の変更による対応が可能なことから、まず通学区域の変更を検討することとし、さらにその後も教室数不足が生じる場合は、新設校も視野に入れた大規模校対応を行うこととします。

第6章 適正配置の方向性（計画）

○北部

①概況と今後の見込み

北部地区においては、児童生徒数は当面の間、現状維持のまま推移する見込みです。八條北小学校では、これからも1学年・1学級が続く中、小規模特認校制度の導入により、児童生徒数を増やすことに成功している他の自治体の取組事例もあることから、まずは、アンケート調査の結果も受け、小規模特認校制度の導入に向けて調査・研究する必要があります。

また、今後、小規模特認校制度の効果を見定めつつ、併せて児童生徒数の推計を行って注視するとともに、（仮称）外環八潮パーキングエリア及び（仮称）外環八潮スマートインターチェンジが整備される予定であることから、児童生徒の安全面や教育環境面での課題を十分視野に入れ、保護者や地域住民とその都度協議する必要があります。

また、鶴ヶ曽根・二丁目土地区画整理事業地内に建設を予定していた11小については、第5章で検討した通り、現状のままで適正規模を維持できることから、建設しないこととします。

学校名	教室数	残年数		第1期			第2期			第3期		
		補助処 分満了	長寿命 化方針	学級数	区分	基準に 基づく方策	学級数	区分	基準に 基づく方策	学級数	区分	基準に 基づく方策
八條小	25	14年	19年	9～13	小～適正規模	維持～要検討	11	小規模	要検討	12	適正規模	維持
八條北小	18	18年	23年	6	小規模	要検討・小規模校対応	6	小規模	要検討・小規模校対応	6	小規模	要検討・小規模校対応
11小 (予定)	-	-	-	-	-	建設しない	-	-	-	-	-	-
八條中	15	19年	24年	6～7	小規模	要検討	7	小規模	要検討	9	適正規模	維持

※「学級数」は、第1期については期間内の予測学級数。第2期、第3期は、各期の開始年度における予測学級数（いずれも特別支援学級数を含まない）。

※「残年数」について、「補助処分満了」は教室棟、管理棟等の平成30年度から国庫補助処分制限満了までの年数（複数年に竣工の場合は、最も早く竣工した校舎とする）、「長寿命化方針」は、『八潮市公共施設マネジメントアクションプラン』の目標耐用年数までの年数。

②適正配置の方向性（計画）

【第1期】

- ①：八條北小学校においては、小規模特認校制度など、小規模校のメリットを最大限活かすことについて検討し、魅力ある学校づくりのための制度を創設し、児童数の増加を促進する。
- ②：①の方策において一定の成果が出ないと教育委員会で判断した場合、又は2つ以上の学年で編成する学級が生じる場合については、統合の対応について検討を開始する。その際は、地域の意見を聴くとともに、統合の方法や登校の手段や方法についても検討する。
- ③：鶴ヶ曽根・二丁目土地区画整理事業地内に建設を予定していた11小については、現状のままで適正規模を維持できることから、建設はしないこととする。

【第2期】

- ①：八條小学校の耐用年数に留意し、建替え等の対応を検討する。検討の際は、第1期の状況を踏まえる。

【第3期】

- ①：学校の規模適正化の考え方（指針・基準）による対応を行う。

○中央部

①概況と今後の見込み

八幡小学校、松之木小学校、柳之宮小学校、八幡中学校の児童生徒数については、当面の間、減少が見込まれます。

八幡小学校の管理・教室棟については、老朽化が著しく、令和13年から16年までに『八潮市公共施設マネジメントアクションプラン』の目標耐用年数を超えるため、対策を講じる必要があります。

学校名	教室数	残年数		第1期			第2期			第3期		
		補助処 分満了	長寿命 化方針	学級数	区分	基準に 基づく方策	学級数	区分	基準に 基づく方策	学級数	区分	基準に 基づく方策
八幡小	26	8年	13年	12	適正規模	維持	12	適正規模	維持	14	適正規模	維持
松之木小	21	15年	20年	12~14	適正規模	維持	14	適正規模	維持	14	適正規模	維持
柳之宮小	15	21年	26年	7~9	小規模	要検討	8	小規模	要検討	12	適正規模	維持
八潮中	23	32年	37年	12~16	適正規模	維持	12	適正規模	維持	13	適正規模	維持
八幡中	15	20年	25年	7~11	小~適正規模	維持~要検討	7	小規模	要検討	9	適正規模	維持

※「学級数」は、第1期については期間内の予測学級数。第2期、第3期は、各期の開始年度における予測学級数（いずれも特別支援学級数を含まない）。

※「残年数」について、「補助処分満了」は教室棟、管理棟等の平成30年度から国庫補助処分制限満了までの年数（複数年に竣工の場合は、最も早く竣工した校舎とする）、「長寿命化方針」は、『八潮市公共施設マネジメントアクションプラン』の目標耐用年数までの年数。

②適正配置の方向性（計画）

【第1期】

①：学校の規模適正化の考え方（指針・基準）による対応を行う。

【第2期】

①：八幡小学校、松之木小学校、柳之宮小学校については、目標耐用年数に到達するため、建替え等の対応を検討するが、柳之宮小学校が小規模校化し、児童数が適正規模に達していない場合は、小規模校対応を検討する。

②：八幡中学校が小規模校化している場合は、小規模校対応を検討する。

【第3期】

①：学校の規模適正化の考え方（指針・基準）による対応を行う。

○南部

①概況と今後の見込み

南部地区の開発に伴い児童生徒数が増加し、大曾根小学校、大瀬小学校、大原中学校、潮止中学校では、児童生徒数が大きく増加すると予想されます。

大曾根小学校、大瀬小学校、大原中学校、潮止中学校の4校が「大規模校」となるため、適正化を図る必要があります。

特に、大瀬小学校、潮止中学校については、児童生徒数が急増し普通教室が不足するとともに特別教室の不足、体育館の狭隘により教育活動への影響が懸念されます。

大瀬小学校近辺では、大規模集合住宅の影響により、今後、大瀬小学校及び潮止中学校の児童生徒数が急増すると見込まれ、この数年で教室の不足が懸念されます。

その中でも、大瀬小学校は、31 学級以上の「過大規模校」となるおそれがあり、隣接校の潮止小学校、大曽根小学校、大原小学校の児童数の状況では教室数に余裕はなく、通学区域の変更は難しいものと考えられます。また、南部から中央部の八幡小学校へ通学区域を変更することについても、隣接する学校へは通学できず、児童に遠距離の通学を強いることとなり、適切ではないと考えます。さらに、大曽根小学校においても数年後に教室数不足が生じる推計が出ており、大規模校対応を行う必要があります。

このことから、アンケート調査の結果も踏まえ、南部の小学校予定地での分離新設等、適正規模化のための方策を十分検討し、速やかにその解消を図らなければなりません。

潮止中学校については、平成 25 年度に通学区域の変更を行い、さらに平成 30 年度に増築を行いました。しかしながら、潮止中学校では、今後の生徒数予測をみてもさらなる教室数不足が数年後に見込まれており、施設的な対応においても既に特別教室を普通教室に転用していること、さらに図書室や体育館の面積も十分とは言えない状況であること等から、大規模校対応を行う必要があります。大規模校対応においては、学校予定地もあることから、区画整理事業の進捗状況を鑑みるとともに、中学校は自転車通学などにより通学区域を広くとれることもあるため、通学区域の変更についても検討し、教室不足が生じないように講じる必要があります。さらにその後も教室数不足が生じる場合は、新設校も視野に入れた大規模校対応を行う必要があります。

一方、中川小学校は小規模校のまま推移しますが、最大教室数が少ないことから、一時的に教室不足が発生する恐れがあります。

学校名	教室数	残年数		第1期			第2期			第3期		
		補助処分満了	長寿命化方針	学級数	区分	基準に基づく方策	学級数	区分	基準に基づく方策	学級数	区分	基準に基づく方策
潮止小	29	15年	20年	21~24	適正規模	維持	20	適正規模	維持	21	適正規模	維持
大曽根小	23	12年	17年	23~28	適正~大規模	維持~要検討 ~大規模校対応	29	大規模	大規模校対応	23	適正規模	維持
中川小	13	15年	20年	7~12	小~適正規模	維持~要検討	7	小規模	要検討	8	小規模	要検討
大瀬小	28	19年	24年	24~49	適正~大規模	維持~要検討 ~大規模校対応	49	大規模	大規模校対応	33	大規模	大規模校対応
大原小	21	20年	25年	18~19	適正規模	維持	19	適正規模 ~大規模	要検討	24	適正規模 ~大規模	要検討
新設小 (予定)	-	-	-	-	-	建設	-	-	-	-	-	-
大原中	28	15年	20年	18~20	適正~大規模	維持~要検討	20	大規模	要検討	21	大規模	要検討
潮止中	15	22年	27年	17~24	適正~大規模	維持~要検討 ~大規模校対応	26	大規模	大規模校対応	28	大規模	大規模校対応
新設中 (予定)	-	-	-	-	-	建設の検討	-	-	-	-	-	-

※「学級数」は、第1期については期間内の予測学級数。第2期、第3期は、各期の開始年度における予測学級数（いずれも特別支援学級数を含まない）。

※「残年数」について、「補助処分満了」は教室棟、管理棟等の平成30年度から国庫補助処分制限満了までの年数（複数年に竣工の場合は、最も早く竣工した校舎とする）、「長寿命化方針」は、『八潮市公共施設マネジメントアクションプラン』の目標耐用年数までの年数。

※学級数が小規模~適正規模であっても教室数不足が見込まれる場合、区分を大規模とし、基準に基づく方策についても「要検討」または「対応」とします。

②適正配置の方向性（計画）

【第1期】

- ①：児童数の急増に伴い、大曾根小学校、大瀬小学校の学校規模の適正化を図るため、早急に小学校予定地へ新設校の建設を検討する必要がある。また、その際は、将来的な潮止中学校との小中一貫教育も視野に入れ、検討する。なお、児童数の増加の速度によっては、臨機に増築も行う。
- ②：生徒数が増加する潮止中学校については、普通教室及び特別教室の不足が生じることから、学校規模の適正化を図るため、早急に通学区域の変更を検討する。
- ③：中川小学校においては、今後の児童数の動向を注視し、中川小学校の教室が不足する場合には、教室を増築する。
- ④：潮止中学校においては、通学区域の変更後、さらに生徒数が増加し、中長期にわたり生徒数が適正規模を超えて推移する場合は、学校の規模適正化の考え方（指針・基準）による新設校も視野に入れた大規模校対応を検討する。

【第2期】

- ①：大原小学校においては、今後の児童数の動向を注視し、教室が不足する場合には対応を検討する。
- ②：潮止小学校、大瀬小学校、大原小学校については、目標耐用年数に到達するため、対応を検討する。

【第3期】

- ①：学校の規模適正化の考え方（指針・基準）による対応を行う。
- ②：潮止中学校においては、目標耐用年数に到達するため、対応を検討する。

第7章 計画の見直し等について

○計画の見直し

本計画は、今後、教育制度の変更や児童生徒数の推移、学校施設の状況、社会環境の変化等に対応していくため、概ね5年ごとに、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

また、本計画の上位計画である八潮市総合計画・基本構想や八潮市教育大綱、八潮市教育計画の見直しに際しても、必要に応じた見直しを行います。

○今後の進め方

学校規模適正化・適正配置の実施には時間をかけて地域と話し合いながら進めていく必要があります。併せて今後、児童生徒数の推移を注視していきます。

本計画と連動して計画期間内に行うことを示した実行計画により、進捗管理を行います。さらに、別途策定する学校施設個別計画で示される、改築や長寿命化改修、大規模改修等の機会をとらえ、地域機能の集約・複合化と教育環境の向上を合わせて段階的に検討、実施していくこととします。

八潮市学校適正配置指針・計画 概要版 令和2年3月

発行・編集 八潮市教育委員会 学校教育課

八潮市中央一丁目2番地5 TEL 048-996-2111（代表）